

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

| | | |
|---|---------|---|
| 職員に関する規則の一部を改正する規則 | (人事委員会) | 一 |
| 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | (人事委員会) | 二 |
| 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | (同) | 五 |
| 委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | (同) | 六 |
| 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則 | (同) | 六 |
| 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 八 |
| 岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 | (同) | 八 |
| 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 | (同) | 八 |

(人事委員会)

ページ

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「会計管理者」を「会計管理者 知事公室長」に改め、

「秘書広報統括監」を削り、同項本庁次長の欄中「ねんりんピック推進事務局長」を削り、「県税事務所長」の下に「中濃県税事務所長及び飛騨県税事務所長を除く。」を加え、「希望が丘こども医療福祉センター副所長」を「希望が丘こども医療福祉センター副所長 子ども相談センター所長(中央子

ども相談センター所長に限る。)」に改め、「図書館副館長」の下に「(総務課長を兼ねるものに限る。)」を加え、「東部広域水道事務所長」を削り、同項本庁課長の欄中「岐阜地域環境室長」及び「ねんりんピック推進事務局次長」を削り、「課長」の下に「衛生専門学校総務課長、看護専門学校総務課長、」を加え、「保護課長、中濃子ども相談センター家庭支援課長」を「判定課長、中濃子ども相談センター判定課長」に改め、「東濃子ども相談センター家庭支援課長」の下に「飛騨子ども相談センター家庭支援

課長」を加え、「文化財保護センター調査課長、農業大学校教務課長」を「農業大学校
 総務課長及び教務課長」に、「保健所副所長」を「衛生専門学校副校長」に、「希望が
 丘こども医療福祉センター室長」を「希望が丘こども医療福祉センター室長」に、「中
 央子ども相談センター副所長」を「中央子ども相談センター副所長」に改め、「産業技
 術総合センター副所長」を削り、「現代陶芸美術館部長」を「現代陶芸美術館副館長」に
 改め、同表教育委員会の項本庁次長の欄中「国際園芸アカデミー副学長」を削り、同項
 本庁課長の欄中「学校事務主幹」を「学校事務主幹」に改める。
 別表医療職(一)の表知事の項次長の欄中「可茂保健所長及び飛騨保健所長」を「及び
 可茂保健所長」に改める。
 別表医療職(二)の表知事の項部長の欄中「保健所副所長」及び「飛騨食肉衛生検査所食
 肉検査課長」を削り、「飛騨家畜保健衛生所」を「東濃家畜保健衛生所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則及び岐阜県職員
 の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一
 部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県人事委員会
 委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則及び岐阜県
 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正す
 る規則の一部を改正する規則

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部改正)
 第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三
 十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二号中「以上」の下に「満十八歳に達する日後の最初の四月一
 日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、
 年額百五十万円以上」を加える。

第二十九条の九第一項中「第二十九条の九の二第二号」を「第二十九条の九の
 二の三第二号」に改める。

第二十九条の九の二の二を第二十九条の九の二の三とし、第二十九条の九の二を第
 二十九条の九の二の二とし、第二十九条の九の次に次の一条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第二十九条の九の二 条例第十二条の六第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、
 次の表の上欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、同表の下欄に定める額と
 する。

| | |
|--------------------------|---------|
| 片道四キロメートル未満 | 二、九〇〇円 |
| 片道四キロメートル以上六キロメートル未満 | 四、三〇〇円 |
| 片道六キロメートル以上八キロメートル未満 | 五、六〇〇円 |
| 片道八キロメートル以上十キロメートル未満 | 六、九〇〇円 |
| 片道十キロメートル以上十二キロメートル未満 | 八、一〇〇円 |
| 片道十二キロメートル以上十四キロメートル未満 | 九、三〇〇円 |
| 片道十四キロメートル以上十六キロメートル未満 | 一〇、五〇〇円 |
| 片道十六キロメートル以上十八キロメートル未満 | 一一、九〇〇円 |
| 片道十八キロメートル以上二十キロメートル未満 | 一三、二〇〇円 |
| 片道二十キロメートル以上二十二キロメートル未満 | 一四、五〇〇円 |
| 片道二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満 | 一五、八〇〇円 |
| 片道二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満 | 一七、一〇〇円 |
| 片道二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満 | 一八、四〇〇円 |
| 片道二十八キロメートル以上三十キロメートル未満 | 一九、七〇〇円 |

| | |
|--------------------------|---------|
| 片道三十キロメートル以上三十二キロメートル未満 | 二二、〇〇〇円 |
| 片道三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満 | 二二、三〇〇円 |
| 片道三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満 | 二三、六〇〇円 |
| 片道三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満 | 二四、九〇〇円 |
| 片道三十八キロメートル以上四十キロメートル未満 | 二六、三〇〇円 |
| 片道四十キロメートル以上四十二キロメートル未満 | 二七、七〇〇円 |
| 片道四十二キロメートル以上四十四キロメートル未満 | 二九、一〇〇円 |
| 片道四十四キロメートル以上四十六キロメートル未満 | 三〇、五〇〇円 |
| 片道四十六キロメートル以上四十八キロメートル未満 | 三一、九〇〇円 |
| 片道四十八キロメートル以上五十キロメートル未満 | 三三、三〇〇円 |
| 片道五十キロメートル以上五十二キロメートル未満 | 三四、七〇〇円 |
| 片道五十二キロメートル以上五十四キロメートル未満 | 三六、〇〇〇円 |
| 片道五十四キロメートル以上五十六キロメートル未満 | 三七、三〇〇円 |
| 片道五十六キロメートル以上五十八キロメートル未満 | 三八、六〇〇円 |
| 片道五十八キロメートル以上六十キロメートル未満 | 三九、九〇〇円 |
| 片道六十キロメートル以上六十二キロメートル未満 | 四一、二〇〇円 |
| 片道六十二キロメートル以上六十四キロメートル未満 | 四二、四〇〇円 |
| 片道六十四キロメートル以上六十六キロメートル未満 | 四三、六〇〇円 |
| 片道六十六キロメートル以上六十八キロメートル未満 | 四四、八〇〇円 |
| 片道六十八キロメートル以上七十キロメートル未満 | 四六、〇〇〇円 |
| 片道七十キロメートル以上七十二キロメートル未満 | 四七、二〇〇円 |
| 片道七十二キロメートル以上七十四キロメートル未満 | 四八、三〇〇円 |
| 片道七十四キロメートル以上七十六キロメートル未満 | 四九、四〇〇円 |
| 片道七十六キロメートル以上七十八キロメートル未満 | 五〇、五〇〇円 |
| 片道七十八キロメートル以上八十キロメートル未満 | 五一、六〇〇円 |
| 片道八十キロメートル以上八十二キロメートル未満 | 五二、七〇〇円 |

| | |
|--------------------------|---------|
| 片道八十二キロメートル以上八十四キロメートル未満 | 五三、七〇〇円 |
| 片道八十四キロメートル以上八十六キロメートル未満 | 五四、七〇〇円 |
| 片道八十六キロメートル以上八十八キロメートル未満 | 五五、七〇〇円 |
| 片道八十八キロメートル以上九十キロメートル未満 | 五六、七〇〇円 |
| 片道九十キロメートル以上九十二キロメートル未満 | 五七、七〇〇円 |
| 片道九十二キロメートル以上九十四キロメートル未満 | 五八、七〇〇円 |
| 片道九十四キロメートル以上九十六キロメートル未満 | 五九、七〇〇円 |
| 片道九十六キロメートル以上九十八キロメートル未満 | 六〇、七〇〇円 |
| 片道九十八キロメートル以上百キロメートル未満 | 六一、七〇〇円 |
| 片道百キロメートル以上 | 六二、七〇〇円 |

第二十九条の九の九第二項第二号イ中「当該事由の発生等の直前」を「前項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生直前の住居又は同項第二号に規定する配偶者」に改める。

第二十九条の九の九の二第四項中「第二十九条の九の二の二第二号」を「第二十九条の九の二の二第三号」に、「第二十九条の九の二の二第二号」を「第二十九条の九の二の二第二号」に改める。

第三十四条第一項第三号に次のように加える。

リ 県庁舎における精神障害者等に関する通報に対処するための当直勤務

第三十四条第二項第四号中「及び同号二の勤務」を、「同号二の勤務及び同号リの勤務」に改める。

第三十八条の十第一項中「環境エネルギー生活部岐阜地域環境室」を削り、「県事務所」の下に「岐阜地域環境事務所」を加える。

第三十八条の十二第一項中「水産研究所」を削り、「国際園芸アカデミー」の下に「水産研究所」を加える。

第三十八条の十八第四項中「環境エネルギー生活部岐阜地域環境室」を削り、「県事務所」の下に「岐阜地域環境事務所」を加える。

第五十四条第一項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定に準用する」を「前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する」

に改める。

第五十四条の第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第五十七条の五第一号イ中「百分の三百二十一・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百八十一・五」を「百分の三百七十八・七五」に改め、同号ロ中「百分の二百十七・五」を「百分の二百十五」に改め、同条第二号中「百分の百五」を「百分の百一・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に改める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「会計管理者」の下に「知事公室長」を加え、「秘書広報統括監」を削り、「都市公園・交通局長」を「リニア未来都市局長」に改め、「ねりんピック推進事務局長」、「ねりんピック推進事務局総括監、水産振興企画監を除く。）、ねりんピック推進事務局次長」を削り、同部農務所の項中「地域連携監」の下に「課長（西濃県事務所の出納課長に限る。）」を、「課長」の下に「西濃県事務所の出納課長を除く。）」を加え、同部農務所の項中「徴収課長」の下に「及び東濃県税務所の総務課課長」を加え、同部消防学校の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------|----|----|
| 岐阜地域環境事務所 | 所長 | 四種 |
|-----------|----|----|

別表第一の三知事の部保健所の項中「岐阜保健所及び」を削り、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「保健環境研究所の所長、」を削り、「の所長及び副所長（行政職給料表の適用を受ける副所長に限る。）並びに」を、「畜産研究所及び」に改め、同部衛生専門学校「の項中、」課長」を削り、同部看護専門学校「の項中、」課長」を「副校長」に改め、同部精神保健福祉センター「の項中、」

| | |
|-------------|----|
| 所長 | 二種 |
| 保健福祉課長 | 四種 |
| 総務課長 | 六種 |
| 所長、副所長 | 二種 |
| 総務課長、保健福祉課長 | 六種 |

に を

改め、同部食肉衛生検査所の項中「食肉検査課長」を削り、同部子ども相談センター「の項中、」判定課長」を「保護課長」に、「飛騨子ども相談センター」を「中濃子ども相談センター」に改め、同部わかあゆ学園「の項中、」

| | |
|---------|----|
| 園長、総務課長 | 四種 |
|---------|----|

| | |
|------|----|
| 園長 | 二種 |
| 総務課長 | 六種 |

改め、同部女性相談支援センター「の項中、」

| | |
|----|----|
| 所長 | 四種 |
|----|----|

| | |
|--------|----|
| 所長 | 四種 |
| 相談支援課長 | 六種 |

改め、同部国際たくみアカデミー「の項中、」校長」の下に「副校長」を加え、同部障がい者総合就労支援センター「の項中、」

| | |
|-----|----|
| 副所長 | 四種 |
| 部長 | 六種 |

| | |
|--------|----|
| 副所長、部長 | 四種 |
|--------|----|

改め、同部障がい者職業能力開発校「の項中、」総務部長、訓練部長」を「部長」に改め、同部情報科学芸術大学院大学「の項中、」六種」を「四種」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|-----|----|
| 旅券センター | 所長 | 二種 |
| | 副所長 | 四種 |

別表第一の三知事の部旅券センターの項を削り、同部図書館の項中

館長、副館長

二種

を

館長、副館長（総務課長を兼ねる副館長に限る。）

二種

に

副館長（総務課長を兼ねる副館長を除く）

四種

に

改め、同部文化財保護センターの項中「総務課長」を「課長」に改め、同部農林事務所の項中「東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長を除く」を「岐阜農林事務所、西濃農林事務所及び中濃農林事務所の総務課長を兼ねる副所長に限る」に、「東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長に限る」を「岐阜農林事務所、西濃農林事務所及び中濃農林事務所の総務課長を兼ねる副所長を除く」に、「恵那農林事務所の農地整備課長」を「揖斐農林事務所、郡上農林事務所及び可茂農林事務所の総務課長」に改め、同部農業大学の項中「課長（総務課長に限る）」を削り、同部家畜保健衛生所の項中「総務課長、保健衛生課長（中央家畜保健衛生所、中濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る）」を「課長」に改め、同部土木事務所の項中「道路課長」を「課長（道路課長及び揖斐土木事務所の総務課長に限る）」に改め、「（道路課長）」の下に「及び揖斐土木事務所の総務課長」を加え、同表教育委員会の部国際園芸アカデミーの項中「四種」を「六種」に改める。

別表第五小学校の表高山市の部岩滝小学校の項及び関市の部を削る。
別表第五中学校の表恵那市の部を削る。

別表第五の二加茂郡の項中「神測小学校」を「七宗小学校」に改める。

別記第一号様式中「又は行政職8級職員等から海防隊」を「から行政職9級職員等以外の職員」に改め、「行政職8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ及び「婚姻、離婚」を削る。

別記第二号様式④⑤⑥中「第29条の9の2の2」を「第29条の9の2の3」に、「規則第29条の9の2」を「規則第29条の9の2の2」に改める。

（通勤所廻回数 回）」を

（通勤所廻回数 回）」に改める。

（通勤所廻回数 回）」に改める。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和七年岐阜県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則別表千葉県の部の前に次のように加える。

埼玉県 さいたま市

十二パーセント級地

附則別表東京都の部中「十九パーセント級地」を「二十パーセント級地」に改め、同表神奈川県中部中「十五パーセント級地」を「十六パーセント級地」に改め、同表富山県の部及び石川県の部中「二パーセント級地」を「三パーセント級地」に改め、同部の次に次のように加える。

長野県 長野市

三パーセント級地

附則別表岐阜県の部を次のように改める。

岐阜県

岐阜市

一・八パーセント級地

岐阜市以外の市町村

一パーセント級地

附則別表愛知県の部中「五パーセント級地」を「七パーセント級地」に改め、同表大阪府の部中「十五パーセント級地」を「十六パーセント級地」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「会計管理者」の下に、「知事公室長」を加え、「秘書広報統括監」、「ねんりんピック推進事務局長」及び「ねんりんピック推進事務局総括監水産振興企画監、岐阜地域環境室長」を削り、「広聴監」を「総括秘書監、広報企画監、改革推進監、人事管理対策監、人材活用対策監、職員健康管理監」に改め、「人事管理対策監、人材活用対策監」及び「改革推進監、職員健康管理監」を削り、「認定審査監」の下に、「システム活用推進監、戦略推進監、政策企画監」を加え、「生物多様性企画監」を削り、「エネルギー企画監」の下に、「生物多様性企画監」を加え、「消費生活対策監」を削り、「生涯学習企画監」の下に、「医療構想推進監」を加え、「在宅医療福祉推進監、こころの健康推進監」を「健康推進監」に、「立地支援監、航空宇宙・ドローン産業連携監、販路開拓推進監」を「誘致企画監、産業支援企画監、地場産業対策監、販路戦略企画監、国際連携推進監、岐阜地域観光推進監」に改め、「国際連携推進監」を削り、「文化交流推進監、伝統技術支援監」を「文化施設企画監」に改め、「ねんりんピック推進事務局次長、レクリエーション・健康づくり推進監、学校連携企画監、地域調整監」を削り、「販売戦略企画監」を「地消地産推進監、担い手対策監」に、「花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長」を「農業環境・花き対策監、米総合対策監」に、「CSF対策・養豚業再生支援センター長」を「水産振興企画監」に、「建築物地震対策推進企画監、建築構造審査監、盛土対策調整監」を「建築企画監」に、「ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監、緑化祭推進監、会場整備監、財務会計システム開発企画監」を「交通企画監、都市公園企画監、会計システム企画監」に、「秘書課」を「秘書広報課」に改め、「の課長補佐、係長及び主査」の下に、「行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任」を加え、「人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事」及び「行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任」を削り、同表自動車税事務所の項の次に次のように加える。

岐阜地域環境事務所 所長

別表第二子ども相談センターの項中「判定課長」を「保護課長」に、「飛騨子ども相談センター」を「中濃子ども相談センター」に改め、同表家畜保健衛生所の項中「(東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。)」を削り、同表衛生専門学校の項中「課長」を削り、同表看護専門学校の項中「課長」を「副校長」に改め、同表精神保健福祉センターの項中「所長」の下に、「副所長」を加え、同表食肉衛生検査所の項中「食肉検査課長」を削り、同表女性相談支援センターの項中「所長」の下に、「課長」を加え、同表国際たぐみアカデミーの項中「校長」の下に、「副校長」を加え、同表岐阜関ヶ原古戦場記念館の項を削り、同表旅券センターの項の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館 副館長、課長

別表第二文化財保護センターの項中「総務課長」を「課長」に改め、同表農業大学校の項中「課長(教務課長を除く。)」を「園芸指導課長、畜産指導課長」に改める。
別表第三事務局の部本庁の項中「健康管理・公務災害係長」の下に「及び健康支援係長」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年四月一日
岐阜県人事委員会
委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第十号
委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
別表岐阜県市町村会館組合の項を削り、同表岐阜県地方競馬組合の項中「参与」を削り、「所長」の下に「室長」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年四月一日
岐阜県人事委員会
委員長 栗山知

所置」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う所長の職務

別表第一イの表知事の部東部広域水道事務所の項八級の欄中「所長の職務」を削り、同表教育委員会の部国際園芸アカデミーの項六級の欄中「課長」を「副所長及び課長」に改め、同項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副所長の職務

別表第一イの表教育委員会の部国際園芸アカデミーの項八級の欄中「副所長の職務」を削る。

別表第一イの表知事の部保健所の項六級の欄及び七級の欄中「副所長又は」を削り、同部食肉衛生検査所の項五級の欄中「(飛騨県食肉衛生検査所の食肉検査課長を除く。)」を削り、同項六級の欄及び七級の欄中「又は課長(飛騨県食肉衛生検査所の食肉検査課長に限る。)」を削り、同部家畜保健衛生所の項五級の欄中「課長(中央家畜保健衛生所、丹波家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。)」を削り、同項六級の欄及び七級の欄中「、丹波家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。」を「及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県一般職の任期付職員を採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県一般職の任期付職員を採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県一般職の任期付職員を採用等に関する条例施行規則(平成十四年岐阜県人事委

員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二百七十」を「百分の二百六十六・二五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年岐阜県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「及び岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)第二十三条に規定する秘書広報統括監」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和二年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「第二十九条の九まで、第二十九条の九の二の二」を「第二十九条の九の二まで、第二十九条の九の二の三」に改める。

第五十条中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に改める。

別記第五号様式中「~~第29条~~の9の2の2」を「~~第29条~~の9の2の3」に改める。

（岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（令和七年岐阜県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則別表東京都の部特別区の項中「十九パーセント級地」を「二十パーセント級地」に改め、同表岐阜県の部を次のように改める。

| | | |
|-----|-----------|------------|
| 岐阜県 | 岐阜市 | 一・八パーセント級地 |
| | 岐阜市以外の市町村 | 一パーセント級地 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社